

諮問番号：平成30年諮問第14号

答申番号：平成30年答申第16号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、○市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人の被承継人である亡○（以下単に「被承継人」という。）に対して行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第26条の5において準用する法第19条の規定による特別障害者手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）に関して、被承継人の障害の状態が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）第1条第2項に定めるものに該当するにもかかわらず、請求が却下されたことを不服として、本件処分の取消しを求める事案である。

第3 審査請求に至る経過

審査請求に至る経過については、次のとおりである。

- 1 被承継人は、平成26年12月17日付けの特別障害者手当認定診断書（肢体不自由用）を添えて、処分庁に対して特別障害者手当（以下「手当」という。）の認定請求を行い、その後、処分庁は、手当の支給決定処分（以下「前回処分」という。）を行った。
- 2 平成29年2月1日、被承継人は、3箇月以上の継続入院のため手当の受給資格を喪失した。
- 3 被承継人は、平成29年6月26日付けで、処分庁に対し、平成29年6月23日付けの特別障害者手当認定診断書（肢体不自由用）（以下「本件診断書」という。）を添えて、手当の認定請求を行った。
- 4 処分庁は、平成29年8月3日付けで、法及び令に基づき、被承継人の障害の状態を審査の上、被承継人に対し、本件処分を行った。
- 5 被承継人は、平成29年10月13日付けで、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。
- 6 審査庁は、平成30年11月16日付けで、審査会に対し、被承継人の死亡により同年9月20日に審査請求人が被承継人の地位を承継した旨を通知した。

第4 審査関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張

審査請求人は、被承継人の障害の状態が令第1条第2項に掲げる障害の状態に該当しないと判断した処分庁の判断は間違っていると主張して、本件処分の取消しを求めている。

2 処分庁の主張

処分庁は、被承継人の障害の程度の認定において、法、令及び「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和60年12月28日付け社更第162号厚生省社会局長通知。以下「認定基準」という。）に基づき審査を行い、被承継人は特別障害者に該当しないと判断したため、本件処分を行ったものであり、適法かつ正当なものであることから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

第5 法令の規定等について

1 法第2条第3項において「特別障害者」を「20歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいう。」と定義し、手当については、法第26条の2において「特別障害者に対し、特別障害者手当（中略）を支給する。」と規定されている。また、令第1条第2項において「法第2条第3項に規定する政令で定める程度の著しく重度の障害の状態は、次に定めるとおりとする。」と規定され、同項第1号から第3号までにおいて次のとおり障害の状態が規定されている。

(1) 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下この項において「身体機能の障害等」という。）が別表第2各号の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一に該当するもの

(2) 前号に定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合（別表第2各号の一に該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であつて、これにより日常生活において必要とされる介護の程度が前号に定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの

(3) 身体機能の障害等が別表第1各号（第10号を除く。）の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等が前号と同程度以上と認められる程度のもの

2 令別表第2においては、七つの具体的な障害の内容が示され、このうち、肢体不自由に関するものとして、次の三つが示されている。

(1) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの（令別表第2第3号）

(2) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの（令別表第2第4号）

(3) 体幹の機能に座つていないことができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの（令別表第2第5号）

3 認定基準別紙第一の1において「この認定基準は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（中略）第1条第1項及び第2項に該当する程度の障害の認定基準を定めたものであること。」と、第一の3において「障害程度の認定は、原則として、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（中略）第2条及び第15条に規定する（中略）特別障害者手当認定診断書（中略）によって行うこと。」と示されている。

- 4 手当の認定については、認定基準別紙第三の1において令第1条第2項第1号に該当する障害（以下「第1号障害」という。）に係る基準が、第三の2において同項第2号に該当する障害（以下「第2号障害」という。）に係る基準が、第三の3において同項第3号に該当する障害（以下「第3号障害」という。）に係る基準がそれぞれ示されている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 結論

本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 特別障害者と認定されるためには、第1号障害、第2号障害又は第3号障害のいずれかに該当する必要があるが、第3号障害については肢体不自由は対象となっていないため、被承継人の障害の程度が第1号障害又は第2号障害に該当するかどうかについて判断することとする。

第1号障害とは、「令別表第2各号に掲げる障害が重複するもの」（認定基準別紙第三の1）とされており、第2号障害とは、「令別表第2第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次表に規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの」又は「令別表第2第3号から第5号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次の日常生活動作評価表の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの。」（認定基準別紙第三の2）とされている。第1号障害又は第2号障害に該当するためには、前提条件として、令別表第2各号のうち、少なくとも一つは該当する必要がある、令別表第2各号のうち、肢体不自由に該当する障害は、令別表第2第3号、第4号及び第5号であるため、被承継人の肢体不自由の状態が、令別表第2第3号、第4号又は第5号に該当するかどうかについて判断することとする。

イ 令別表第2第3号について

被承継人の両上肢の関節可動域について、本件診断書においては、右上肢及び左上肢ともに「記載なし」（制限なし）であることから、認定基準別紙第三の1の(3)のアに示されている「おおむね両上肢のそれぞれについて肩、肘及び手の3大関節中いずれか2関節以上が用を廃する程度の障害を有するものをいう。この場合において、関節が用を廃する程度の障害を有するとは、各々の関節が強直若しくはそれに近い状態（可動域10度以下）にある場合」には該当しない。また、筋力について、本件診断書においては、右上肢は全て「著減又は消失」（徒手筋力テスト2以下）、左上肢は全て「半減」（徒手筋力テスト3）と記載されていることから、認定基準別紙第三の1の(3)のアに示されている「関節に目的運動を起こさせる筋力が著減（徒手筋力テスト2以下）している場合」に右上肢は該当するが、左上肢は該当しない。

以上により、被承継人の両上肢の機能障害は、認定基準別紙第三の1の(3)のアには該当しない。

本件認定診断書を確認したところ、認定基準別紙第三の1の(3)のイには該当

しない。

本件認定診断書を確認したところ、手指の関節の可動域について「記載なし」（制限なし）であり、握力も「右14kg、左21kg」であることから、認定基準別紙第三の1の(3)のウには該当しない。

ウ 令別表第2第4号について

被承継人の両下肢の関節可動域について、本件認定診断書においては、右下肢及び左下肢ともに「記載なし」（制限なし）であることから、認定基準別紙第三の1の(4)のアに示されている「おおむね両下肢のそれぞれについて股、膝及び足の3大関節中いずれか2関節以上が用を廃する程度の障害を有するものをいう。この場合において、関節が用を廃する程度の障害を有するとは、各々の関節が強直若しくはそれに近い状態（可動域10度以下。なお、足関節の場合は5度以下。）にある場合」には該当しない。また、筋力については、本件診断書においては、右下肢は全て「著減又は消失」（徒手筋力テスト2以下）、左下肢は全て「半減」（徒手筋力テスト3）と記載されていることから、「下肢に運動を起こさせる筋力が著減（徒手筋力テスト2以下）している場合」に右下肢は該当するが、左下肢は該当しない。

なお、認定基準別紙第三の1の(4)のアのただし書として、「膝関節のみが100度屈位の強直である場合のように単に1関節が用を廃するにすぎない場合であっても、その下肢は歩行する場合に使用することができないため、その下肢の機能に著しい障害を有するものとする。」と示されているが、被承継人の両下肢の関節可動域について、右下肢及び左下肢ともに「記載なし」（制限なし）である。また、筋力についても、右下肢は全て「著減又は消失」（徒手筋力テスト2以下）であるが、左下肢は全て「半減」（徒手筋力テスト3）であるため、同ただし書には該当しない。

また、認定基準別紙第三の1の(4)のアのなお書として、「この場合にはつえ、松葉づえ、下肢装具等の補助具を使用しない状態で、日常生活において次のいずれの動作も行うことができないものである。㊦片足で立つ、㊧階段の昇降」と示されているが、「この場合」である「ただし書」に該当することが前提条件であるため、「㊦片足で立つ」及び「㊧階段の昇降」のいずれの動作も行うことができないことのみによって、認定基準別紙第三の1の(4)のアに該当するわけではない。

本件認定診断書を確認したところ、認定基準別紙第三の1の(4)のイには該当しない。

本件認定診断書を確認したところ、認定基準別紙第三の1の(4)のウには該当しない。

エ 令別表第2第5号について

認定基準別紙第三の1の(5)のア及びイについては、処分庁が、本件診断書を作成した医師に確認したところ、「座っていることができない」又は「立ち上がることができない」のは「四肢の障害に起因するもの」であり、「体幹によるものではない」との回答を得ていることから、認定基準別紙第三の1の(5)のア又はイには該当しない。

オ 結論

以上のことから、被承継人の肢体不自由の状態は、認定基準別紙第三の1の(3)、(4)又は(5)に該当せず、よって、令別表第2第3号、第4号又は第5号に該当しないことから、第1号障害又は第2号障害に該当せず、アにも記載したとおり、第3号障害は肢体不自由を対象としていないことから、第3号障害についても該当しない。

よって、被承継人の肢体不自由の状態は、令第1条第2項各号に定める障害の程度に該当しないことから、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年10月4日	審査庁が審査会に諮問
〃 10月24日	審査請求人から審査会に主張書面等の提出
〃 10月25日	第1回調査審議（第1部会）
〃 11月19日	第2回調査審議（第1部会）
〃 12月13日	答申

第8 審査会の判断の理由

1 審査請求人は、被承継人の障害の状態が令第1条第2項に規定する障害の状態に該当する旨主張していることから、この点について検討する。

2 令第1条第2項において「法第2条第3項に規定する政令で定める程度の著しく重度の障害の状態は、次に定めるとおりとする。」と規定され、同項第1号から第3号までにおいて障害の状態が規定されているため、被承継人の障害の状態が各号のいずれかに該当するかどうかについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）上の処理基準とされる認定基準に基づき検討することになる。

3 まず、第3号障害については、本件診断書が肢体不自由に関するものであることから、被承継人の障害の状態が認定基準別紙第三の3に示された二つの基準（内部障害

(認定基準別紙第二の4)若しくはその他の疾患(認定基準別紙第二の5)又は精神障害(認定基準別紙第二の6)に係るもの)のいずれかに該当するかどうかを判断することはできない。よって、第1号障害及び第2号障害のうち、審査請求人が主張する肢体不自由に関するものについて検討する。

- 4 令別表第2第3号(両上肢の障害)については、認定基準別紙第三の1の(3)のAにおいて、おおむね両上肢のそれぞれについて、肩、肘及び手の三つの関節のうち二つ以上の関節が強直若しくはそれに近い状態にある場合又は関節に目的運動を起こさせる筋力が著減している場合で日常生活動作に必要な運動を起こし得ない程度の障害をいうとされている。本件診断書において、右の肩、肘及び手の筋力は「著減又は喪失」とされているが、左の肩、肘及び手の筋力は「半減」とされており、著減又は消失の状態ではない。また、他動範囲及び強直肢位については、特に記載されていない。以上のことから、両上肢の機能障害には該当しない。

令別表第2第4号(両下肢の障害)については、認定基準別紙第三の1の(4)のAにおいて、おおむね両下肢のそれぞれについて、股、膝及び足の三つの関節のうち二つ以上の関節が強直若しくはそれに近い状態にある場合又は下肢に運動を起こさせる筋力が著減している場合で起立歩行に必要な動作を起こし得ない程度の障害をいうとされている。本件診断書において、右の股、膝及び足の筋力は「著減又は喪失」とされているが、左の股、膝及び足の筋力は「半減」とされており、著減又は消失の状態ではない。また、他動範囲及び強直肢位については、特に記載されていない。以上のことから、両下肢の機能障害には該当しない。

令別表第2第5号(体幹の機能障害)については、本件診断書において、特に記載されていないことから、該当しない。

- 5 したがって、認定基準、本件診断書等を踏まえ、被承継人の障害の程度は令第1条第2項各号のいずれにも該当しないとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

6 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

7 付言

審査請求人の不服の主たる対象は、前回処分に係る判断と本件処分に係る判断の差異にあるものと思われる。処分庁においては、両者の差異について十分に説明をすることが望ましい事案であったと考えられる。

京都府行政不服審査会第1部会

委員(部会長)	北村	和生
委員	岩崎	文子
委員	岡川	芙巳